



鳥取県公報

平成15年6月30日(月)
号外第89号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例(42)(県民室)..... 2
	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(43) (職員課)..... 3
	鳥取県部設置条例の一部を改正する条例(44)(＃).....12

—— 公布された条例のあらまし ——

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

- 1 非開示情報に小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るものを加えることとした。(第9条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 1 旅行命令等を発する方法に、旅行命令権者が旅行者に旅行命令簿等に記載すべき事項を人事委員会規則で定める方法により提供することを加えることとした。(第4条関係)
- 2 旅費の請求の方法に、旅行者が支出担当職員等に人事委員会規則で定める書類に記載すべき事項を人事委員会規則で定める方法により提供することを加えることとした。(第13条関係)
- 3 鉄道賃の額について、現に支払った旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び

座席指定料金によることとするとともに、座席指定料金を支給することができる旅行に公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行で人事委員会が定めるものを加えることとした。(第14条関係)

- 4 車賃の額について、現に支払った旅客運賃によることとした。(第17条関係)
- 5 内国旅行における日当、宿泊料及び食卓料の支給に係る職務の級の区分を廃止し、従来の8級以下の職務にある者の額に統一することとした。(第18条～第20条、別表関係)
- 6 県内(在勤庁の存する都道府県の区域内の地域をいう。以下同じ。)以外の地域における旅行について、旅行中の夜数が1以上である旅行をした場合に限り、日当を支給することとした。(第18条関係)
- 7 6以外の場合における県内以外の地域における旅行について、旅行日数に応じて1日当たり400円の旅行雑費を支給することとするともに、県内における旅行に係る旅行雑費の1日当たりの定額を200円(現行 300円)とすることとした。(第24条関係)
- 8 6以外の場合における県内以外の同一地域における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃の実費額を支給することとした。(第26条関係)
- 9 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 10 施行期日等
 - (1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
 - (3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について、所要の改正を行うこととした。

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

- 1 総務部の所掌事務に私立学校、学術及び科学技術に関する事項を加えることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成15年7月1日から施行することとした。

条 例

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第42号

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（開示義務） 第9条 略 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。 （1）～（6）略 <u>（7） 小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの</u></p>	<p>（開示義務） 第9条 略 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。 （1）～（6）略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第43号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下本則において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下本則において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下本則において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下本則において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等並びに別表の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等並びに別表の表示を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（8） 略</p>	<p>（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（8） 略 <u>2</u> この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下「行</p>

政職給料表」という。)による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない者については、人事委員会規則で定めるこれに相当する職務)をいうものとする。

3 この条例において「何号給」という場合には、行政職給料表による級の当該号給(行政職給料表の適用を受けない者については、人事委員会規則で定めるこれに相当する号給)をいうものとする。

4 略

(旅行命令等)

第4条 略

2及び3 略

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行なわなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

(旅費の種類)

第6条 略

2～12 略

13 旅行雑費は、内国旅行にあっては、県内における旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により、外国旅行にあっては、外国への出張に伴う雑費について、実費額に

2 略

(旅行命令等)

第4条 略

2及び3 略

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、当該旅行者に当該旅行に関する事項を記載した旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)の提示(当該旅行命令簿等の提示に代えて当該旅行命令簿等に記載すべき事項を人事委員会規則で定める方法により提供することを含む。以下この条において同じ。)をしなければならない。ただし、旅行命令簿等の提示をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等の提示をしなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項は、人事委員会規則で定める。

(旅費の種類)

第6条 略

2～12 略

13 旅行雑費は、内国旅行にあっては、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により、外国旅行にあっては、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

14及び15 略

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 略

第11条 1日の旅行において、日当若しくは宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）又は旅行雑費について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当若しくは宿泊料又は旅行雑費を支給する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当職員等」という。）に人事委員会規則で定める書類の提出（当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき事項を人事委員会規則で定める方法により提供することを含む。以下この項において「必要書類の提出」という。）をしなければならない。この場合において、必要書類の提出の全部又は一部をしなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその必要書類の提出をしなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2～4 略

より支給する。

14及び15 略

第9条 旅行者が同一地域（第2条第4項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 略

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、人事委員会規則で定める書類を当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当職員等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2～4 略

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、現に支払った旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

2 前項の特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行(公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるものに限る。)をする場合に限り、支給する。

3 第1項の座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行(公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるものに限る。)

(車賃)

第17条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、人事委員会規則で定め

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行(公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるものに限る。)をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号いずれかに該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(車賃)

第17条 車賃の額は、次の各号に規定する額による。

る旅行にあっては、人事委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額により算定した額による。

(日当)

第18条 日当の額は、1日につき2,200円とする。

2 日当は、県内以外の地域において旅行中の夜数が1以上である旅行をした場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額による。

(1) 甲地方(東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいう。次号において同じ。)

1夜につき10,900円

(2) 乙地方(甲地方以外の地域をいう。次項において同じ。) 1夜につき9,800円

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなして前項の規定を適用する。

3 略

(食卓料)

(1) 県内における旅行の場合 旅客運賃(人事委員会規則で定める旅行にあっては、人事委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額により算定した額)

(2) 県内以外の地域における旅行の場合 1キロメートルにつき50円

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第18条 日当の額は、別表の定額による。

2 日当は、県内における旅行については、支給しない。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

2 略

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、1夜につき2,200円とする。

2 略

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、第18条第1項に定める日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた第19条第1項に定める宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(旅行雑費)

第24条 旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額による。

(1) 県内における旅行 1日につき200円

(2) 県内以外の地域における旅行 1日につき400円

2 略

(県内の同一地域内旅行の旅費)

第25条 県内の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次条第2項ただし書に該当する場合には、同項ただし書に規定する額の移転料を支給する。

(県内以外の同一地域内旅行の旅費)

第26条 県内以外の同一地域内における旅行(旅行中の夜数が1以上のものに限る。)については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

第20条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 略

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(旅行雑費)

第24条 旅行雑費の額は、1日につき300円とする。

2 在勤庁から4キロメートル以内の地域における旅行については、旅行雑費は、支給しない。

3 略

(県内の同一地域内旅行の旅費)

第25条 県内の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次条第2号に該当する場合には、同号に規定する額の移転料を支給する。

(県内以外の同一地域内旅行の旅費)

第26条 県内以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるとき、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合、別表の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 県内以外の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられたため住所又は居所を移転した場合には、別表の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)の移転料(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を支給する。

(外国旅行の旅費)

第29条 第1章に定めるもののほか、外国旅行(次条に規定する旅行を除く。)の旅費については、国家公務員の外国旅行の旅費の例による。この場合において、国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級は、人事委員会規則で定める。

附 則

(外国旅行の旅費)

第29条 外国旅行(次条に規定する旅行を除く。)の旅費については、国家公務員の外国旅行の旅費の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び移転料の定額に関する規定は昭和45年4月17日以後に出発した旅行から、その他の規定はこの条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。
- 2 特別急行列車を運行する線路による片道90キロメートル以上100キロメートル未満の旅行で人事委員会が定めるものに係る急行料金については、当分の間、第14条第2項第1号中「100キロメートル」とあるのは「90キロメートル」として、同号

この条例は、公布の日から施行し、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び移転料の定額に関する規定は昭和45年4月17日以後に出発した旅行から、その他の規定はこの条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

の規定を適用する。

別表（第18条 第22条、第26条関係）

1 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
		甲地方	乙地方	
9級以上の職務にある者	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
8級以下の職務にある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考

- 1 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。）第14条で定める地域これらに準ずる地域で支給規程第15条で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

2 移転料

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

備考 路程の計算については、人事委員会規則で定めるところによる。

別表（第21条、第26条関係）

移転料

路程50キ ロメー トル未 満	路程50キ ロメー トル以 上 100キ ロメー トル未 満	路程100 キロメ ートル 以上 300キ ロメー トル未 満	路程300 キロメ ートル 以上 500キ ロメー トル未 満	路程500 キロメ ートル 以上 1,000キ ロメー トル未 満	路 程 1,000キ ロメー トル以 上 1,500キ ロメー トル未 満	路 程 1,500キ ロメー トル以 上 2,000キ ロメー トル未 満	路 程 2,000キ ロメー トル以 上
126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

3 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（旅費）</p> <p>第4条 教育長に支給する旅費については、<u>特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和27年鳥取県条例第41号）</u>の規定を準用し、その額は<u>教育委員会の委員の例</u>による。</p>	<p>（旅費）</p> <p>第4条 教育長に支給する旅費については、<u>職員の旅費に関する条例（昭和45年7月鳥取県条例第48号）</u>の規定を準用し、その額は<u>給料表11級の職務にある者の例</u>による。</p>

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県条例第44号

鳥取県部設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第2条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p><u>（8）</u> 私立学校、<u>学術及び科学技術に関すること。</u></p> <p><u>（9）</u> 略</p> <p>（10）略</p> <p>（11）略</p> <p>（12）略</p> <p>（13）略</p>	<p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第2条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p><u>（8）</u> 略</p> <p><u>（9）</u> 略</p> <p><u>（10）</u> 略</p> <p><u>（11）</u> 略</p> <p><u>（12）</u> 略</p>

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

